

この通知は、進学後、進学先の学校への提出が必要です。紛失しないよう大切に保管してください。

令和8年度大学等奨学生採用候補者決定通知【提出用】

令和7年●月●日

登録番号	99999901-100-00999			
学年等	3	年	10	組
	出席番号		A000001	
氏名	学校用 見本 (カ ツウヨウ ミホ)			様

交付書類コード=E

※コードにより交付される書類が異なります。
封筒の裏面にてご確認ください。

* 99999901 #5999999

独立行政法人日本学生支援機構

1. 申込内容及び選考結果

申込内容	給付奨学金	貸与奨学金	入学時特別増額貸与奨学金
	希望する	併用貸与・第一種奨学金・第二種奨学金の審査を希望する	希望する

選考結果		給付奨学金(※1)	貸与奨学金		
		候補者決定 第Ⅲ区分(多子世帯) 授業料等減免のみの支援	ア～ウのうち、「候補者決定」と記載のものを1つだけ選択できます		
			ア：併用貸与	イ：第一種奨学金	ウ：第二種奨学金
要件・必要書類の提出等(※2)	国籍・在留資格等	○	○	○	○
	家計	収入に関する基準	○	×	○
		資産に関する基準(※3)	△		
	学業成績・学修意欲に関する基準		○	○	○
	高卒後の期間、高卒認定合格(見込)		○	○	○
	マイナンバー手続き・確認書等		○	○	○
	その他必要書類		○	○	○
			○	○	○

※1 給付奨学金の選考結果欄に「多子世帯」の表示があれば、多子世帯に属していると判定しています。その場合、授業料等減免は第Ⅰ区分と同等の支援を受けることができます。ただし、「授業料等減免のみの支援」が表示されている場合、給付奨学金の支給はありません。また、「第Ⅳ区分私立理工農」の表示があれば、私立学校の理工農学科のうち、国又は地方自治体から当該区分の対象であると認められた学科に進学した場合、第Ⅳ区分の額の授業料等減免の支援の対象となります。選考結果をふまえてどのような支援が受けられるか、本機構ホームページに掲載の「給付奨学生採用候補者のしおり」3ページを参照してください。

※2 「○」は各要件・資格等に該当、「×」は非該当(必要書類の不備未解消或未提出等の理由による判定不可を含む。)、 「―」は申込時に希望していないため未判定であることを表します。

※3 給付奨学金の資産に関する基準は、申告した資産額合計が5,000万円未満の場合は「○」、多子世帯に属しているとして判定されておりかつ資産額合計が5,000万円以上3億円未満の場合は「△」、どちらにも該当しない場合は「×」が記載されています。「△」や「×」である場合は、給付奨学金の支給はありません。なお、貸与奨学金には資産に関する基準が存在しないため、一律で斜線表示としています。

2. 採用候補者となった奨学金の内容について

		給付奨学金	第一種奨学金 (無利子)	第二種奨学金 (有利子)	入学時特別増額 貸与奨学金 (有利子)
利用条件		第Ⅲ区分（多子世帯）◆ 授業料等減免のみの支援 生活保護受給世帯	第一種・第二種いずれか一方の利用可		日本政策金融公庫の「国の 教育ローン」の申込：必要
			最高月額利用：不可 猶予年限特例：対象外		
申込時の 選択内容	貸与額	*****	最高月額	月額120,000円	一時金500,000円
	返還方式	*****	所得連動返還方式	定額返還方式	定額返還方式
	保証制度	*****	機関保証	人的保証	人的保証
	利率の算定方法	*****	*****	利率見直し方式	利率見直し方式

(注意事項)

- 必ず本通知に同封されている「採用候補者に決定した皆さんへ」及び本機構ホームページに掲載の「給付奨学生採用候補者のしおり」又は「貸与奨学生採用候補者のしおり」を読んでください。
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/yoyakukouhousha/index.html>
- 国内大学等進学者は、裏面に記入のうえ、進学後すみやかに進学先学校に提出し、期限内に手続きをしてください。
- 海外大学進学者は「貸与奨学生採用候補者のしおり」29ページに従って手続きを行ってください。



【(国内大学等進学者用) 進学後記入欄】

※海外大学進学者は記入不要です。

学籍番号				
学部・学科				
氏名 (カナ)				
氏名 (漢字)				
進学後の 連絡先 (本人)	住所	〒		
	電話番号	— —	携帯 電話 番号	— —

1. 奨学金振込口座について (全員次の口にチェック)

☐ 採用候補者本人名義の普通預金 (通常貯金) 口座を金融機関に設けました。

2. 給付奨学金について (給付奨学金の採用候補者となっている人は、いずれか1つの口にチェック)

☐ 進学届にて「自宅通学」を選択します (入学月より自宅通学となるため)。

☐ 進学届にて「自宅外通学」を選択します (入学月より自宅外通学となるため)。

については、進学先の学校へ入学月において自宅外通学であることの証明書類を提出します。

3. 貸与奨学金について

(1) 入学時特別増額貸与奨学金

(入学時特別増額貸与奨学金の利用条件について、「日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込 : 必要」と印字がある人は、次のどちらかの口にチェック)

☐ 入学時特別増額貸与奨学金を利用します。

※「貸与奨学生採用候補者のしおり」18ページのとおり、事前に「国の教育ローン」の申込み等手続きを行う必要があります。また、進学後に提出する進学届で下記①か②のいずれかの日付情報を入力するため、予め本紙にも日付を記載してください。

①保護者等が日本政策金融公庫から受領した「融資できない旨が記載された

日本政策金融公庫発行の通知文」の日付 : 202 年 月 日

②保護者等が「国の教育ローン」を申込みできないことを

日本政策金融公庫へ確認した日付 : 202 年 月 日

☐ インターネットで提出する進学届の提出時に、入学時特別増額貸与奨学金を辞退します (「国の教育ローン」を申し込んで利用できた場合又は申し込まなかった場合を含む)。

(2) 保証制度 (「人的保証」を選択している奨学金がある人は、次のどちらかの口にチェック)

☐ 連帯保証人及び保証人を依頼する予定の方が 日本学生支援機構の定める条件に合致することを確認し、連帯保証人及び保証人を依頼する予定の方から保証を引き受ける旨の承諾を得ました。

☐ 進学届の提出時に、保証制度を人的保証から機関保証に変更します (条件を満たす人に承諾を得られなかった場合を含む)。

★本通知【提出用】を紛失した場合には、奨学金の振込開始が大幅に遅れますので、紛失しないよう気を付けてください。

この通知は、進学後、進学先の学校への提出が必要です。紛失しないよう大切に保管してください。

令和8年度大学等奨学生採用候補者決定通知【本人保管用】

令和7年●月●日

登録番号	99999901-100-00999			
学 年 等	3	年	10	組
	出席番号		A000001	
氏 名	学校用 見本 (ガ ツコウヨ ミホ)			様

独立行政法人
日本学生支援機構

公印

(印影印刷)

本機構は、あなたを下記のとおり令和8年度大学等奨学生採用候補者に決定しました。

ついては、あなたが令和8年度に本機構奨学金対象の学校に進学（高等専門学校3年次生の場合は本機構奨学金対象の高等専門学校4年次に進級又は本機構奨学金対象の学校に進学。以下同じ。）し、定められた期限までに所定の手続きを完了したときに限り、奨学生として採用し、奨学金の振込みを開始します。

記

1. 申込内容及び選考結果

申 込 内 容	給付奨学金	貸与奨学金	入学時特別増額貸与奨学金
	希望する	併用貸与・第一種奨学金・第二種奨学金の審査を希望する	希望する

選 考 結 果			給付奨学金 ^(※1)		貸与奨学金		
			候補者決定 第Ⅲ区分（多子世帯） 授業料等減免のみの支援		ア～ウのうち、「候補者決定」と記載のものを1つだけ選択できます		
					ア：併用貸与	イ：第一種奨学金	ウ：第二種奨学金
					不採用	候補者決定	候補者決定
要件・必要書類の提出等 ^(※2)	国籍・在留資格等		○		○	○	○
	家 計	収入に関する基準	○		×	○	○
		資産に関する基準 ^(※3)	△				
	学業成績・学修意欲に関する基準		○		○	○	○
	高卒後の期間、高卒認定合格（見込）		○		○	○	○
	マイナンバー手続き・確認書等		○		○	○	○
	その他必要書類		○		○	○	○

※1 給付奨学金の選考結果欄に「多子世帯」の表示があれば、多子世帯に属していると判定しています。その場合、授業料等減免は第Ⅰ区分と同等の支援を受けることができます。ただし、「授業料等減免のみの支援」が表示されている場合、給付奨学金の支給はありません。また、「第Ⅳ区分私立理工農」の表示があれば、私立学校の理工農学科のうち、国又は地方自治体から当該区分の対象であると認められた学科に進学した場合、第Ⅳ区分の額の授業料等減免の支援の対象となります。選考結果をふまえてどのような支援が受けられるか、本機構ホームページに掲載の「給付奨学生採用候補者のしおり」3ページを参照してください。

※2 「○」は各要件・資格等に該当、「×」は非該当（必要書類の不備未解消或未提出等の理由による判定不可を含む。）、「―」は申込時に希望していないため未判定であることを表します。

※3 給付奨学金の資産に関する基準は、申告した資産額合計が5,000万円未満の場合は「○」、多子世帯に属しているとして判定されておりかつ資産額合計が5,000万円以上3億円未満の場合は「△」、どちらにも該当しない場合は「×」が記載されています。「△」や「×」である場合は、給付奨学金の支給はありません。なお、貸与奨学金には資産に関する基準が存在しないため、一律で斜線表示としています。

2. 採用候補者となった奨学金の内容について

		給付奨学金	第一種奨学金 (無利子)	第二種奨学金 (有利子)	入学時特別増額 貸与奨学金 (有利子)
利用条件		第Ⅲ区分（多子世帯）◆ 授業料等減免のみの支援 生活保護受給世帯	第一種・第二種いずれか一方の利用可 最高月額利用：不可 猶予年限特例：対象外		日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込：必要
申込時の 選択内容 (	貸与額	*****	最高月額	月額120,000円	一時金500,000円
	返還方式	*****	所得連動返還方式	定額返還方式	定額返還方式
	保証制度	*****	機関保証	人的保証	人的保証
	利率の算定方法	*****	*****	利率見直し方式	利率見直し方式

進学届提出用パスワード（半角英数字10桁）
※ 進学後の手続きにて必要になります。

ABCDE98765

重 要 事 項 -必ず確認してください-

1. 進学先について

採用候補者として進学して奨学金を利用できる学校（課程）は次のとおりです。

学校種別（課程）		給付奨学金	貸与奨学金
国内大学等	大学・短期大学	○※1	○
	通信教育課程・放送大学	○※1	×※2
	別科	×	○※3
	専修学校（専門課程）	○※1	○
	通信教育課程	○※1	×※2
	高等専門学校（4年次）	○※1	○※4
海外大学		×	○※5

※1 給付奨学金を受けられるのは、国・地方公共団体により、給付奨学金の対象校となることが確認された学校に限ります。

なお、毎年、国・地方公共団体により審査が行われるため、対象校には変動があります。

● 毎年9月初旬頃に最新の対象校一覧が公表されます。https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm（文部科学省）

※2 進学届による手続きはできませんが、スクーリング受講者は進学後に奨学金の申込みが可能です。進学後に進学先の学校に相談してください。（在学採用）

※3 対象となる別科については、「貸与奨学生採用候補者のしおり」7ページにてご確認ください。

※4 高等専門学校4年次に編入する場合があります。

※5 海外大学で利用できる奨学金は、第二種奨学金（+入学時特別増額貸与奨学金）のみです。なお、対象となる学校は「貸与奨学生採用候補者のしおり」31ページにてご確認ください。



2. 進学時の必要手続きについて

進学時には本通知（【提出用】）と併せて必要書類等を提出し、スカラネット（インターネット）から「進学届」を提出する必要があります。進学後の手続きや必要書類等の詳細については本機構ホームページに掲載の「給付奨学生採用候補者のしおり」又は「貸与奨学生採用候補者のしおり」にて確認してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/yoyakukouhosha/index.html>



3. 貸与奨学金に係る留意点について

日本学生支援機構の貸与奨学金は、奨学生となるあなた本人に返還の義務があります。
将来返還する時の負担を十分考慮し、貸与を受けることの必要性及び本当に必要な金額について、保護者の方等ともよく相談し、借りるようにしてください。

4. 採用候補者の採否等に関するQ & Aについて

給付奨学金及び貸与奨学金における家計基準による判定は、税制に準拠した計算となっており、家族構成や生計維持者が扶養している家族の人数なども影響しますので、収入・所得が少ない世帯の人は必ず対象になり、多い世帯の人は対象にならないというものではありません。

より具体的に確認する方法として、本機構ホームページに計算手順等を掲載していますので、採否等に疑問のある方等は、下記のページよりご確認ください。

また、多子世帯として採用されていないこと等に疑問がある場合は、下記の「【高校生等対象】給付奨学金の選考について」ページに掲載の、「給付奨学金奨学生（採用候補者）の採否等に関するQ&A」をご確認ください。

◆【高校生等対象】給付奨学金の選考について◆

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/yoyakukouhosha/koukou_kyufu_qa.html ▶

◆【高校生等対象】貸与奨学金の選考について◆

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/yoyakukouhosha/koukou_taiyo_qa.html ▶



（多子世帯支援における新たに生まれた子等の取扱い）

生計維持者に2025年1月1日以降に生まれた子等がいる場合は、

・給付奨学金の採用候補者となったが多子世帯であると判定されなかった人は進学後に進学先でお手続きいただくことで

・給付奨学金の採用候補者とならなかった人は進学後に進学先で在学採用に申し込む際に申告いただくことで

一定の条件に基づき、多子世帯の判定のための「子ども」の数に加えることができます。また、詳細は本機構ホームページをご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/r7tashikakudai/arataniumaretako.html>



（秋入学について）

給付奨学金については、採用決定後も毎年10月に家計基準の見直しを行います。秋入学の場合、入学月によっては「進学届」の提出に併せて家計基準の見直しを行うことがあるため、表面「2. 採用候補者となった奨学金の内容について」に記載の給付奨学金の利用条件にある支援区分での採用とならない場合があります。

（進学のために離職を予定している方の特例措置について）

給付奨学金を希望する人のうち、進学する本人が家計を支えており、進学のために進学前1年以内に離職することにより世帯年収の減少が見込まれる場合は、進学する本人の所得を算入しない特例措置が適用される場合があります。詳細は、本機構ホームページをご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/sinngakumaerisyoku.html>



（奨学金に関する「不採用」の決定（処分）に係る審査請求・処分の取消しの訴えについて）

1 本紙表面に記載の奨学金に関する「不採用」の決定（処分）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、独立行政法人日本学生支援機構理事長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができません。

審査請求を行う場合は、独立行政法人日本学生支援機構まで、審査請求の方法等についてお問い合わせください。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、独立行政法人日本学生支援機構（代表者 理事長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。また、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、裁判所に対して当該裁決を経た後の処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。